

**生活交通ネットワーク計画**  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成24年 月 日  
新発田市地域公共交通活性化協議会  
会長 大山 康一

生活交通ネットワーク計画の名称	
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>新発田市は、人口10万人超の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。</p> <p>市の交通については、鉄道はJR羽越本線とJR白新線の2路線があり、JR新発田駅で接続している。路線バスはJR新発田駅から各地区へ放射線状に形成されており、バス事業者の広域系統を含む路線バスに加え、コミュニティバス、市街地循環バスが運行され、周辺市町村、各地区から市街地へのアクセスに利用されている。</p> <p>このうち市街地循環バスは、JR新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転など、まちの変化や高齢化の進行に伴い、また、市街地の交通空白地帯の解消と交通弱者の利便性向上を目的として、平成18年11月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、平成24年3月まで実証実験運行を実施した。</p> <p>また、継続できる運行となるよう、行政負担の軽減を図るため、地域公共交通活性化・再生総合事業（平成23年度は経過措置）を活用してきたところである。</p> <p>その結果、高齢者、障がい者、高校生のみならず、移動手段を持たない市民の足として定着し、平成24年4月から「あやめバス」として本格運行を開始した。</p> <p>市街地循環バス（あやめバス）は、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスとJR新発田駅で接続しており、周辺市町村や各地区からの来訪者が、駅から市街地の各地へ移動するため、また、市街地住民の大切な交通手段となっている。</p> <p>本格運行後においても、地域公共交通確保維持改善事業により、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
市街地循環バス（あやめバス）の 〃	利用者数10万人以上を確保・維持 収支率30%以上を確保・維持
(2) 事業の効果	
<p>市街地循環バス（あやめバス）の運行により、次の効果や関連する取組みが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上</li><li>・ 中心市街地の公共交通空白地域の改善</li><li>・ 自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保</li><li>・ 中心市街地の活性化</li><li>・ 車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善</li></ul>	

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行予定者名：新潟交通観光バス株式会社

運行系統名等は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」のとおり

#### (1) 予定している時刻表・運行予定期間

時刻表：別紙1のとおり

運行予定期間：平成24年4月1日～平成26年9月30日

#### (2) 運行事業者決定の経緯

##### ① 唯一の道路運送法第4条の許可を受けている一般乗合旅客自動車運行事業者

当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。

##### ② 実績

当該事業者は、平成18年11月から5年半に渡る市街地循環バス実証実験運行の実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。

また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行が滞りなくできるものと期待できる。

##### ③ 市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知していること

##### ④ 今後の展望

今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、市街地循環バス（あやめバス）の見直し等を行うことが考えられる。また、本格運行後においても、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。

当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。

※ 以上の内容を、平成24年2月14日に開催した新発田市地域公共交通活性化協議会にて、協議し、運行事業者を新潟交通観光バス株式会社とすることで合意された。

#### (3) 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明（要綱別表6のハ）

市街地循環バス（あやめバス）は、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり

#### 5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

#### 6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

### 7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり

#### 8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

<b>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
(2) 事業の効果	
<b>10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
<b>11. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年5月27日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。</li> <li>平成24年2月14日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。</li> <li>平成24年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議。(合意については、承認後に追記としたい)</li> </ul>	
<b>12. 利用者等の意見の反映</b>	
<p>協議会（新発田市地域公共交通活性化協議会）の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会理事、地域住民で組織するNPO法人代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。</p> <p>市街地循環バスについては、毎年利用者アンケートを実施しており、運行に関して今後の利用意向や運賃、ルート・ダイヤの満足度、継続の可否、その他意見等を調査し、その後の運行計画に反映し、平成24年4月からの本格運行に結び付けた。また、当該計画を策定する上でもそれらの調査結果、意見等を踏まえて作成した。</p>	
<b>13. 協議会メンバーの構成員</b>	
関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市 産業振興部、企画政策課、地域安全課
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備部、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 新潟県新発田市中心部4-10-4  
(所 属) 新発田市市民生活部市民まちづくり支援課  
(氏 名) 溝口 茂伸  
(電 話) 0254-22-3101内線1434  
(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp